

神奈川県中小企業等支援給付金に係る宣誓・同意書

神奈川県中小企業等支援給付金要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、給付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県中小企業等支援給付金（以下「給付金」という。）について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

- (1) 要綱に定める給付金に係る給付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、給付金の給付を受けていない場合は給付金の給付を受けることを辞退し、既に給付金の給付を受けていた場合は要綱第9条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
- (2) 給付金の給付の申請に当たり、神奈川県が要綱第6条第1項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、要綱第8条第1項第4号に従い、給付を受けたすべての給付金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、要綱第6条第3項により、給付を受ける前の給付金は不給付となり、新たに給付金の給付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
- (3) 国からの月次支援金の支払いを受けています。
- (4) 酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売事業者）ではありません。
- (5) 地方公共団体による対象月における飲食店又は大規模施設等に対する休業又は営業時間の短縮に伴う協力金の支払対象ではありません。
- (6) 神奈川県以外の都道府県による月次支援金に準じた同種の給付金を受給しておらず、今後受給する意思はありません。
- (7) 神奈川県内に本社若しくは主たる事業所を有し、事業を行う中小法人等又は神奈川県内に住所を有している若しくは、神奈川県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であり、かつ、給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行います。
- (8) 同じ申請の対象月について、本給付金を重複して申請していません。
- (9) 神奈川県から要綱第7条第1項に規定する報告を求められた場合はこれに応じるとともに、同項の規定により必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
- (10) 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- (11) 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、支援給付金の受領後であっても応じます。